

ISO14034における記載（仮訳本文より抜粋）

ISO17020関連

4.2 要求事項

環境技術のパフォーマンスを実証する際には、本国際規格及びISO/IEC17020:2012の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が実証されなければならない。

ISO17025関連


5.4.2 既存の試験データの受理

実証に先立って生成され、申請者が提出した試験データは、次に示す要求事項を満たしている場合、実証に付すために受理しなければならない。

- a) (略)
- b) ISO/IEC17025の要求事項に従って、生成及び報告されていること
- c) (略)

5.4.3 追加試験データの生成

何らかの追加試験データが求められる場合、その追加試験データは、5.4.2で規定した要求事項を満たしたかたちで生成されなければならない。



ISO14034に準拠していることを示すには、実証機関がISO17020及び17025の要求事項を満たすことを示す必要

※それぞれの認定の取得は必須ではない

ISO17020及び17025に対する対応について

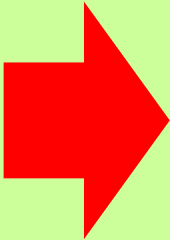
現状把握

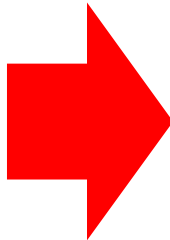
環境省等

- 自己適合宣言書の提出を実証機関に義務付ける場合、
 - ・同宣言書の正確性
 - ・同宣言書の文言の解釈への質問
- については、ISOの専門家ではないため、担保することは困難。

実証機関

- (アンケート等により、)現状で両規格の認定取得は困難。
- 自己適合宣言書についても、その文言の解釈等を正確に理解することは困難(環境省等がISO専門家ではないため)。

- 
- 自己適合宣言書のチェックができない可能性。
 - ISO17020及び17025に対する理解の不足により、自己適合宣言書が虚偽記載になる危険性(→契約解除の理由となり得る)。



自己適合宣言書は現時点で
環境省ETVの実証機関に関する参入障壁となり得る。

ISO17020及び17025に対する対応について

平成29年度事業の対応

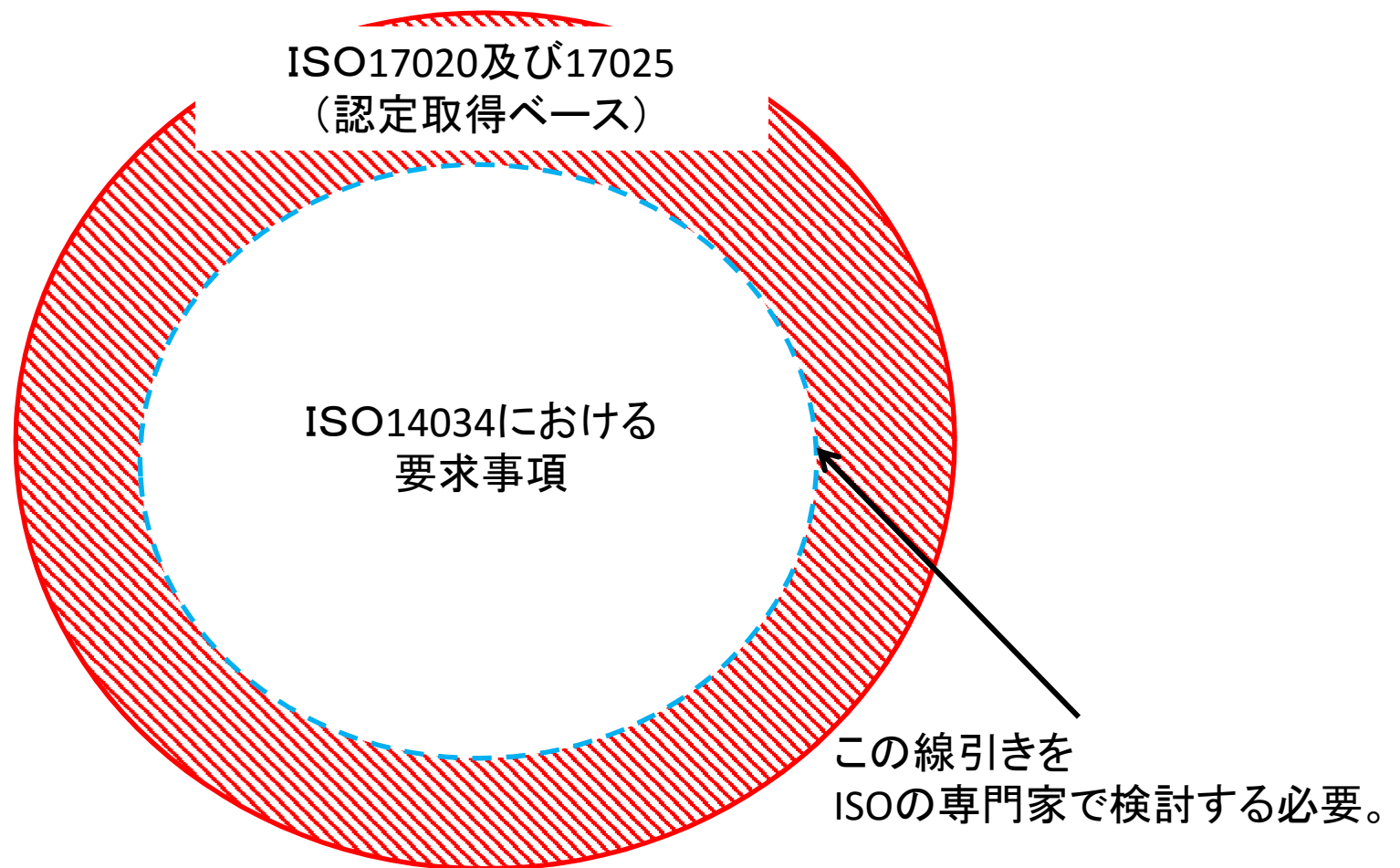
自己適合宣言書について

- 自己適合宣言書の提出については、平成29年度事業の実証機関公募においては行わない。
- ISO17020及び17025に対する対応は、平成29年度に研修会等を行うことで担保。

ISO17020及び17025の要求事項に関する研修会等

- 平成29年度事業として実施。
- 研修会の対象者は、平成29年度実証機関等(テーマ自由枠も含む。試験を外注する場合はその試験機関も含む。)
- 研修会の内容は、ISO14034におけるISO17020及び17025の要求事項に関する解説。
- 研修会の講師はISO専門家。
- 併せて年2回程度相談会を実施。
- 実証機関等は、研修会及び相談会の参加が必須。
- 研修会等には実証運営機関もオブザーバー参加。
- 研修会等の他に、実証機関のISO17020及び17025の要求事項への対応方策について検討。

参考:ISO17020及び17025のイメージ図



上記検討には、

- ISO-E T Vについての知識
- ISO17020及び17025に関する知識

双方が必須であるため、環境省が別途新規に業務を立てて実施する必要